

競 争 入 札 心 得

(総 則)

第 1 条 北海道社会福祉事業団白糠学園が発注する委託契約の入札に当たっては、別に定めのあるもののほかこの心得を承知してください。

(入札の保証)

第 2 条 入札参加者は入札執行前に、見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下消費税等」という。）相当額を含んだ額）の 100 分の 8 に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、入札保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

(入 札)

第 3 条 入札参加者は、入札書を作成し、封書の上自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければなりません。

(公正な入札の確保)

第 4 条 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に低触する行為を行ってはなりません。

2 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければなりません。

3 入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

(代 理)

第 5 条 入札参加者は、代理人をして入札に参加させようとするときは、当該入札の執行前に、その旨を証する書面（委任状）を入札執行者に提出しなければなりません。この場合において、入札書には、入札参加者（委任者）と代理人の氏名（法人の場合は、その名称及び代表者氏名）を併記し、代理人が押印して入札するものとします。

2 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。

3 入札参加者は、競争入札の参加を排除されている者又は競争入札の参加資格を停止されている者を入札代理人とすることはできません。

(入札書の書き換え等の禁止)

第 6 条 入札参加者又はその代理人は、その提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

(無効入札)

第 7 条 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

(1) 入札書の記載金額その他入札要件が確認できない入札

(2) 入札書の記載金額を加除訂正した入札

(3) 入札書に記名押印がない入札

(4) 入札保証金が不足する者のした入札

- (5) 一の入札者又はその代理人が同一事項について二以上の入札をしたときの 入札
- (6) 代理人が2人以上の代理をしてした入札
- (7) 入札者が同一事項について他の入札者の代理をしたときの双方の入札
- (8) 無権代理人がした入札
- (9) 入札に関し不正の行為があった者の入札
- (10) 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札
- (11) 入札に関する条件に違反した入札

(開 札)

第8条 開札は、公告又は通知した場所において、入札の終了後直ちに入札参加者又はその代理人の面前で行います。

(再度入札)

第9条 開札の結果落札に至らない場合は、直ちに出席者(初度の入札参加者)で再度入札を行います。

(落札者の決定)

第10条 有効な入札を行った者のうち、予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者を落札者とします。

2 落札者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者がある時は、当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせます。

3 入札不調の場合は、入札を3回まで行い、なお不調の場合は最低入札価格を示した業者と随意契約します。

(入札保証金の返還)

第11条 落札者が決定した場合は、落札者以外の者が納付した入札保証金は、返還します。

(契約の締結)

第12条 落札者が当該契約を締結しようとするときは、北海道社会福祉事業団白糠学園の作成した契約書に記名押印の上、落札決定後の通知を受け日から7日以内に北海道社会福祉事業団白糠学園に提出しなければなりません。

(落札者と契約の締結を行わない場合)

第13条 落札者が暴力団関係事業者等であることにより北海道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行いません。

(入札保証金の帰属)

第14条 落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金又はその納付に代えて提出した担保は、北海道社会福祉事業団白糠学園に帰属します。

2 落札者であって入札保証金の納付を免除されたものが契約を締結しないときは、当該落札者の見積もった契約金額(消費税相当額を含んだ額)の100分の8に相当する額の違約金を北海道社会福祉事業団白糠学園に納付しなければなりません。

(契約保証金)

第 15 条 契約を締結しようとする者は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代える担保を提供しなければなりません。ただし、契約保証金の納付を免除された場合は、この限りではありません。

2 契約保証金に代える担保として定期預金債権を提供するときは、その担保に質権を設定し、当該金融機関の確定日付のある承諾書を提出してください。
(入札保証金の充当)

第 16 条 落札者は、当該入札に係る入札保証金又はそれに代える担保の一部又は全部を契約保証金の一部に充てることができます。

(談合情報に対する対応)

第 17 条 入札に関する談合情報があった場合は、入札の執行の延期、事情聴取、誓約書の聴取及び積算の内訳書の徴収並びに公正取引委員会への通報を行うことがあります。

2 入札談合の疑いがあると認められたときは、入札の執行を取りやめることがあります。

3 契約締結後に入札談合の事実があったと認められる証拠を得たときは、契約を解除することがあります。

(入札のとりやめ等)

第 18 条 支出負担行為担当者が入札を公正に執行することができないなど特別の事情があると認めるときは、入札の執行を延期し、又は取りやめることがあります。

(入札の辞退)

第 19 条 入札参加者として指名された者は、入札執行の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。

2 入札参加者として指名された者は、入札を辞退するときは、その旨を次の各号に掲げるところにより申し出てください。

(1) 入札執行前にあたっては、その旨を文書又は口頭により支出負担行為担当者に連絡すること。

(2) 入札執行中にあたっては、その旨を口頭により入札を執行する者に連絡すること。

3 前項により入札を辞退した者に対し、これを理由に以後の指名等において不利益な取扱いを行うことはありません。